

懲戒処分について

北海道教育委員会
令和5年（2023年）11月22日付
担当 総務政策局 総務課 職員公務管理係 内線35-208

番号	被処分者	処分内容	事案の概要
1	上川管内 小学校 教諭 男性（28歳）	停職1か月	令和5年5月、前任校で担任をした女子生徒に対し、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）で、自身の性的な刺激を与えるような画像を撮影して送信するように求め、当該女子生徒に不信感や恐怖感を与えた。
2	札幌市 特別支援学校 教諭 女性（55歳）	減給2か月 〔給料の10分の1〕	令和3年10月から令和5年6月までの間、同僚の男性教諭に対して複数回にわたり一方的にメールを送信したり、退勤時に駐車場で待ち伏せするなどして当該教諭に恐怖心を与えた。
3	網走市 小学校 校長 男性（59歳）	減給1か月 〔給料の10分の1〕	令和4年10月、所属職員の人事評価に関する書類において、被評価者や1次評価者が記入すべき欄を自身で記入し、所管する教育委員会に提出した。
4	帯広市 中学校 教諭 男性（58歳）	減給1か月 〔給料の10分の1〕	令和4年12月、上靴で校舎外に出た生徒を指導したところ、当該生徒の反省のない態度に感情的になり、当該生徒の頭部を複数の指で、1回たたき、その後、当該生徒の胸倉をつかみ、叱責した。
5	小樽市 中学校 主幹教諭 男性（42歳）	減給3か月 〔給料の10分の1〕	令和4年11月8日（火）、自家用車を運転中、片側2車線の国道の左車線を走行し、右車線に車線変更しようとした際、右車線を走行中の車両Aに衝突し、その衝撃により、自車が対向車線にはみ出したことで、対向車線を走行中の車両Bに衝突し、さらに、車両Bの後方を走行していた車両Cに衝突した結果、車両Aの運転者に加療約6日間を要する傷害を、車両Bの運転者に加療約2週間を要する傷害を、車両Bの同乗者に加療約2週間を要する傷害を、車両Cの運転者に全治約3か月間を要する傷害をそれぞれ負わせた。